

(宛先) 秋田市長

児童手当・特例給付 額改定認定請求書 額改定届

提出年月日			
令和	年	月	日

受給者	ふりがな							〒 秋田市 電話番号 ()
	氏名							
	生年月日	昭和 平成	年	月	日			
増額又は減額の原因となる児童								
氏名		続柄	生年月日	同居・別居の別	住所 (児童と住所を別にしてしている場合)	監護の有無	生計関係	海外留学の場合は出国年月日
			平成 令和 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持	
			平成 令和 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持	
改定の理由	増額	1 出生 2 その他 ()						
	減額	1 監護しなくなった 5 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 2 生計を同じくしなくなった 6 児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) 3 生計を維持しなくなった 7 その他 () 4 死亡した						
事由の発生した年月日				令和 年 月 日				

認定番号	
被用区分	被 非 特
受付確認年月日	令和 年 月 日
受付・担当者	子 市 西 北 南 河 雄 駅 岩 大
続柄	児童個人コード
入力	
リスト・通知	
通知発送	
備考	

◎裏面の注意をよく読んでから上記の太枠内を記入してください。

◎この認定請求の審査に係る事務に必要なときは、請求者および関係者の手当の支給要件に関する調査を行います。

※審査

認定・却下 年月日	区分	改定前			改定後		
		1子	2子	3子以降	1子	2子	3子以降
改定年月 令和 年 月	児童手当	3歳未満分		円	3歳未満分		円
		3歳以上分		円	3歳以上分		円
	特例給付	中学生分		円	中学生分		円
		計		円	計		円

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 3 「監護」は児童を監督、保護することをさしますので、児童を養育している場合は「有」に○をしてください。
- 4 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 「増額した理由」の欄は、「1」又は「2」のいずれか該当するものを○で囲み、「2」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 6 「減額した理由」の欄は、「1」から「7」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「7」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「5. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所」については、委託又は入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 7 「事由の発生した年月日」の欄は、前述の「5」又は「6」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の属する世帯の全員の住民票の写し
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
児童が海外に留学している場合は、「海外留学の場合は出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類